

一般乗合旅客自動車運送事業事業計画変更認可申請に係る道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が整っていることの証明書について（協議）

一般乗合旅客自動車運送事業事業計画変更認可申請に係る道路運送法第9条第4項及び

※函館運輸支局提出後、国からの指示等に伴う申請内容の軽微な修正・補正等については、事務局に一任願います。

様式 11

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に
掲げる協議が整っていることの証明書

令和5年6月 日に開催された北斗市地域公共交通活性化協議会（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条に規定する協議会）において、下記事項に関し、協議が整ったことを証明する。

記

1. 協議が整っている路線又は営業区域

一般乗合（石別地区）（三ツ石全域、当別全域）

茂辺地・石別線（三ツ石、当別、茂辺地、矢不来、富川、谷好、昭和、飯生、中央地区）

上磯線①（押上、大工川、中野通、中央、飯生地区）

上磯線②（三好、水無、桜岱、添山、昭和、飯生、中央地区）

大野線①（稲里、白川、本町地区）

大野線②（市渡、本郷、向野、本町地区）

大野線③（開発、東前、本町地区）

2. 協議が整っている運行系統又は運送の区間

定時定路線運行とし、運行系統は以下のとおりとする（詳細は運行系統図のとおり。）。

(1) 茂辺地・石別 起点……渡島コロニー入口 終点……北斗市役所

(2) 上磯線① 起点……押上 終点……上磯駅前商店街

(3) 上磯線② 起点……三好会館 終点……北斗市役所

(4) 大野線① 起点……稲里 終点……せせらぎ温泉

(5) 大野線② 起点……長橋 終点……総合分庁舎前

(6) 大野線③ 起点……東開発 終点……総合分庁舎前

3. 協議が整っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

(1) 茂辺地・石別線 定額300円

ただし、茂辺地・石別地区内での乗降は、定額200円。

(2) 上磯線①・② 定額300円

(3) 大野線①～③ 定額300円

回数券 3,000円で3,300円分の回数券を発行する。

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

適用期間 令和5年10月1日から

運行日 水・土・日・祝日・年末年始（12月30日から1月3日まで）を除き運行。

運行時間 別紙運行計画書のとおり

運行便数 茂辺地・石別線 1日2便（2往復）

上磯線①・② 1日1便（1往復）

大野線①～③ 1日1便（1往復）

運行事業者 株式会社新星ハイヤー

運行車両 乗車定員11人未満の車両の使用及び他の旅客自動車運送事業と車両の併用を認める

令和5年6月30日

北斗市地域公共交通活性化協議会
会長 齋藤 征人